

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域振興券事業	①エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民に対して、市内事業所で使える地域振興券の発行により、家計の支援及び地域における消費の促進を図る。 ②15,000円分の商品券の配布及び事業執行に係る事務経費 ③地域振興券 15千円×16,100人=241,500千円、消耗品費100千円、通信運搬費(簡易書留等)7,423千円、電算委託料2,988千円、地域振興券発行業務委託料9,389千円 ④市民	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食費減免事業(3か月分減免)	①物価高騰の影響に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立小中学校給食費の無償化による支援を行う。 ②補助金として、小中学校児童生徒給食費3か月分(R7.4～R7.6)の減免相当額(教職員等は除く)を給付する。 ③小学校児童数590人 小学校低学年児童数190人×(給食費250円+物価高騰分45円)×給食実施55日=3,082,750円 小学校中学年児童数195人×(給食費255円+物価高騰分45円)×給食実施55日=3,217,500円 小学校高学年児童数205人×(給食費260円+物価高騰分45円)×給食実施55日=3,438,875円 中学校生徒数315人×(給食費285円+物価高騰分45円)×給食実施55日=5,717,250 物価高騰分については、令和5年と令和6年の差額により産出 ④児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥羽市水道事業会計補助(2か月分免除)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって、生活等に影響が生じている消費者・事業者(公共施設を除く)に対して、水道基本料金を免除することにより生活を支援する。 ②2か月分(R7.7～8使用分)の水道基本料金の免除分の費用にかかる水道事業会計への繰出金のうち ③基本料金免除:家事用7,826件19,470千円、営業用766件7,390千円、工業用12件535千円 計27,395千円 システム改修(免除対応に係るプログラム修正):605千円 合計28,000千円 ④水道事業会計	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥羽市水道事業会計補助(1か月分免除)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって、生活等に影響が生じている消費者・事業者(公共施設を除く)に対して、水道基本料金を免除することにより生活を支援する。 ②1か月分(R7.9使用分)の水道基本料金の免除分の費用にかかる水道事業会計への繰出金のうち ③基本料金免除:家事用7,826件9,235千円、営業用766件3,695千円、工業用12件267千円 計13,197千円 システム改修(免除対応に係るプログラム修正):605千円 合計13,802千円 ④水道事業会計	R7.4	R8.3
5	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業支援事業	①エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内の小規模事業者等に対し、働き方改革や生産性向上等のための経費を一部支援することで、持続的な地域経済の発展につなげる。 ②国及び三重県が実施する補助制度の採択を受けた市内の小規模事業者等に対し、市独自の上乘せ補助(自主財源の1/2)を行う。 ③500千円/1事業者あたり×50件=25,000千円、伴走支援等業務委託料1,000千円 ④市内小規模事業者等	R8.2	R8.3